速報第3447号 R4.3.3発行 総務課扱	道調	養会にお	3ける質疑・質	問及び答弁要旨	4年 文教委員会 3月2日	質問者	宮川 潤 日本共産 (札 幌 市 東	党		
質	疑	質	問		答		弁	担	当	課
一 青少年体験活動者を 事に関するのの 事に関するのの 事に関するのの 一 ののの 一 ののの のののの のののの のののの のののの のののの のののの のののの のののの ののので にいるいる にいるいる にいるいる にいるいる にいるいる にいるいる にいるいる にいるいる にいるいる。 にいるいる。 にいるのので にいるいる。 にいるい。 にいるいる。 にいるいる。 にいるいる。 にいるいる。 にいる。	告目人よ動せ誘さる機のはそのです。	いついれて マイン マイン アン アン アン アン アン アン アン アン アン アン アン アン アン	指定管理者公の有無を調査 の有無を調査 は定かでない 職員にこのよ むことなくし	募に いた とうな て、						
1 今回の調査の まず、最初に弁護 て、改めて明らかに	士法ノ	による	調査の目的に	つい ・ 弁調庁た明す調にさ回たのたま の育れをま の育れをま の育れをま の定今る集った のきる集った	ネイパルの指定管 ネイパルの指度与が れてでない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	い理あがる 内に専等ら士人て者の適こ 部疑性に、にに) でありますがり いで選定の をという をという をという をという で、ととの で、ととの で、ととの で、ととの で、とこる で、 で、 で、 で、 で、 で、 で で で で で で で で で で	総	務	課
2 選にはいる ではいる ではいる ではまいる ではいる ではいます ではいます ではいます ではいます ではます ではます ではます ではます でき しょう かん	で会ねきま査さて、後らかれ、たんだっておおって、後かられる	おいて、 様といて たいいしし 中は、と がこと かここと かここと からここと がらこと がらここと がらここと がらここと がらここと がらここと がらここと がらここと がらここと がらここと がらここと がらここと がらここと がらここと がらこと がらこと がらこと がらこと がらこと がらこと がらこと がらこと がらこと がらこと がらこと がら がら がら がら がら がら がら がら がら がら	金銭関係の調法についてはのしてはのしてはのしてはのしない。 はのしなが、場合ではいない。 はのしなが、場合ではない。 はのしなが、場合ではない。 はのしながらない。 はのしないでは、はのしないでは、はのしないでは、はのしないでは、はのしないでは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは、はのは、は	査は 今ののの 事る とだい とい	ついてでございます 機関に委託し、調査 ま、今回の指定管理 テわれたか否かにつ などもが調査をいた その動機ですとか背	を者いし景かに	私どもが弁護士法内 れまでして 選定でご 水子の事実調 変事実調 変事を が発表でで が発表でで が分して がのるいて あるいて ます。	総	務	課
け止めていただきた 4 天下りについ 次に報告書の中で があります。この不 定しようとしていた いて、道職員の時の さい。	いと思いている。正本	思います っゆる天 核心であ 者には、	-。 三下り先という らります、深川 天下り職員が	(総務課) 表現 再就職の を選 又は監督の 何人 就職し、野	の状況についてであ の地位にある職で、	退職者は	すが、道教委の管理 後、本件事業者に再 1 名であります。当 でございます。	総	務	課
(再質問) 現在は一人だとい 天下りが、いつも行 るわけです。ですか ことではないのでは す。ですから、現在 も、天下りした方が 伺います。	われる ら、そ ないな 二人で	る定位置 その方が いという ごすけれ	のような団体 最初だったと ふうに思われ ども、それ以	もあ つきまして いう ざいまして ま 前に	の状況についてでご	就職	ます。本件事業者に をしていた職員はご いました。	総	務	課
(意見) これまでもいたと 人だけれども、これ もあるということで きところだったとい	までも 、天	いたし りの定	、複数だった 位置とでも言	とき						
5 不正の動機の 次に、委員会協議 受について、「ない いたしましたし、「	会で、 という	弁護士 前提で記	:の調査で、金 調査している」	と 外部調査	解明についてでごさ こついては、ネイバ	パルの	すが、今回の調査、 指定管理の選定が適 るために実施したも	総	務	課

金銭の授受や、便宜供与などの不正の動機について、明らかになっていないと思いますけれども、い つ、どのように調査されていきますか。伺います。

動機解明の重要性について

金銭授受や動機については、今後ということにされて、今回の調査については、選定が適切に行われたか否かを明らかにするためとされています。

つまり、今回の調査は、不適正な選定だったということをはっきりさせて、次の指定管理者を決める ためのステップだと、一段階だと、いうことだと思われます。ネイパルの業務を委託することを最優先 にして、動機の解明を後回しにしているということ だと思います。私は、動機が解明されて、不正を断ち切ることができて、それで初めて、再発防止が可能になると思いますけれどもいかが思われますか。

指定管理業務再開の条件について

要するに、動機はこれから調査すると、再発防止 策もこれからだということですけれども、再発防止 策が、具体的にならないで、不正行為の報告等、私はあり得ないことだと思います。 道職員が、このような不正を行うということは、ただならぬことだと思います。どんな誘惑や圧力が

あったのか、脅迫があったのかもしれませんし らかにして、教訓を引き出さなければ、再発防止と

いうことにはならないというふうに思います。
調査は、まだ途中段階ということで、大事な動機
については、これからだということですね。

こういう状態のままで、指定管理業務を再開する ということは、私は認められないと思いますけれど も、再開するつもりですか。いつからの予定か伺い

(再質問)

それでは、確認いたしますが、再発防止策が曖昧 なままで、また指定管理者を選定して、業務の再開をしたいと、こういうことですか。お聞かせくださ

(再々質問)

その再発防止というのは、動機の解明のないまま ではできないのですよ。ですから、動機の解明がな い、再発防止策が具体的にならない、その状態で次 の指定管理者をまた選定すると、こういうことは私 はおかしいと思いますよ。また選定、次の管理者を 選定するのであれば、その段階において、今回のこ とを教訓にした再発防止策というのがなければ、次 に進むっていうことにはならないと思うのですよ ね。再発防止策が曖昧なままで、委託を始める、ま た管理者を選んでいく、指定管理者を選ぶ段階で不 正が起きているのですからね。再発防止策が曖昧なままで、もしも同じことが、また繰り返されたらと

いう懸念がないわけではないのですよ。 そういう状況で委託を再開していくということに 道民も青少年も納得しないんじゃないですか。どう 考えてますか。

(意見)

さらに深めるのはいいのですけれど、一歩一歩で すね、次の段階に進むに当たってはですね、事実を 解明して、それで道民や青少年とそういったことを 共有しながらですね、納得をしていただきながら、 進んでいくということが私は必要だと思いますよ。

論を得たと考えてございます。 今後、職員の処分等を検討する中において、金銭授

受の有無や不正行為の動機などについて、調査をして まいります。

(総務課法制・公務管理担当課長)

動機の解明の重要性についてでありますが、動機に ついては、ネイパル利用者の減少が続き施設経営が厳 しくなるなど、施設の存続に対して抜本的な変革が必 要であると、当該管理職が強く感じていたことなどが 明らかになっておりますが、ネイパル深川をはじめ、 他のネイパルへの不正行為に係る動機については、 らに詳細を調査し、再発防止策等の検討に当ててまい る考えでございます。

(社会教育課長)

指定管理業務の再開についてでありますが、道教委 といたしましては、学校をはじめとする、利用者の皆 様方に、できる限り影響が生じないよう、議会でのご 議論をいただきながら、指定管理者が決定できるよう 努めてまいる考えでございます。

(教育部長)

今回の調査結果は、ネイパルの指定管理の選定の手 続きについて、詳細を客観的に独立した立場でご報告 いただいたものでございます。したがいまして、その結論には、一定の評価ができるものというふうに考え ております

なお、再発防止又は処分の検討等に関し、今後、所 属職員の動機又は背景、関係職員の関与の有無等の詳 細を調べまして、私たちとしては、二度とこういうこ とがないよう再発防止に努める、そういう考えでござ います。

(教育部長)

今回の調査結果につきましては、複数の弁護士が、 資料やヒアリングによりまして、精力的に調査をいた 選定不選定の結果の影響の有無を合理的に評価 した結果として、ネイパル深川に関しては、指定管理 の決定を取り消すべき違法性がある、ネイパル森に関 しては、その取り消すべき違法性がある可能性がある、 ネイパル北見、足寄、厚岸につきましては、取り消すべき違法があるとまでは評価できないとの一定の結論 を得ましたことから、道教委としては、選定に係る調 査結果から、深川、森を違法性があることから選定を 除外し、そのほかは一旦選定を取り消し、再度選定を 行うという判断をしたところでございます。なお、繰 り返しになりますが、再発防止、処分等につきまして の今後の調査については、さらに、深めてまいりたい と考えております。

総務課

当

課

社会教育課

社会教育課

社会教育課

質	疑 •	質	問	答	弁	担	当	課
(指摘) 次に弁護士法/ したですとか、 上司からの指示」 す。	らるいは、	「職員C,						
つまり、職務」 罪行為において、 とになりますし、 務用のパソコンで 行っていたといい 私はね、こうい に言わざるを得が	、勤公こういなの時のでと思です。 でういない できいい できいい 職員	ま使いれ 	复数の職員が、業 レを使って不正を なんだというふう 関わっていなかっ					
たのか、範囲を加えることを申し上に			ιばならないとい をしておきます。					
すけれども、深川 外ですね、深川、 の選考委員に対し 対する評価を○2 響力を行使した」	●への影じれる いない、、マさい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	力と、をでいど、たがいど、からし、なができる。	系で質問いたしまされぞれ、砂川以厚岸、それぞれに 厚岸、それぞれに職員が申請者に を送信して、「影」 でしたと、受け	(総務課法制の影響力と ・公務響力と ・公務響力を ・の影響力を ・の影響力を ・の影響力を ・の影響力を ・のの名を ・ののる。 ・ののる。 ・ののる。 ・ののる。 ・ののる。 ・ののる。 ・ののる。 ・ののる。 ・ののる。 ・ののる。 ・のの。 ・のの	てでありますが、一部の 称を明らかにしたうえで 管理者に対する消極的評価に対るがる比較 たことは、特定の申請者 と認識しており、この る不正行為が選定委員の	総 	務	課
したということでいは道庁側と言っ 員に対して優位が	であります って関係といい かる影響 しじゃない	けれども んですり ある。 あ が及ぶ者	あるいは一体化や 者を選定委員には	(生涯学習推進局長) 選定委員のあり方について 者の指定につきましては、中 手続が必須であります。 当初の選定委員の中にネイ を有する者の参画を図るとい つきまして、道教委社会教育 当該職員と少なからず仕事上 た。	立・公正で透明性の高い パルについての知識経験 いう観点で、5名中2名に 主事経験者を充てており、	総	務	課
				新たな委員の選定に当たり 力を得て、審議会等の委員経 公正な審査となるよう努めた	験者から選定するなど、			
いうことは、私にいかというふうにったのは5人中の3人は影響力を行ら、3人だけ送った。	はなかなか こ思うんでう り3人です うで 5人	両立できない。 すよ。しまない。 という半	しかもメールを送 まりそこにはその 削断があったか ったわけではない	(総務政策局長) 選定委員についてでござい 今回の調査結果において北海 センターに携わっていたこと なっていることは事実でござ ただ、その人物のそれ以上 の特定につながる情報として いておりますので、答弁を差	いますが、ご指摘のとおり 道教育庁の生涯学習推進 のある人物が選定委員に います。 の情報については個人名 マスキングさせていただ	総	務	課
こだったら影響が 断のもとに3人が が3人についてに	りを行使で ごけ送られ	きるんた ているん		す。				
でに公開されてい	ヽますから 5人とい しの中で誰	、肩書き うことで が3人な	a、ネット上です きも氏名も明らか で特定できるんで なのかということ					
それで、今回にとは、不明で、 ことは、不明で、 品の購入等競争が るいわゆる入札を 習センターや道い け負っている。	メールがど けれる かと かと かと かと かと かと かと かと かと かと かと から から から れる から れる から れる うる もった もった もった もった もった もった もった もった もった もった	られた/ らの5/ 格者による がいームへ 委からし						
すね、選定委員に っていますけれる	こ対する影 ごも、道教 員にすると	響力とい 委からた いうこと	ことは別にしてで いうのが問題とな 士事をもらってい とは、不適切とい 司います。	(教育部長) 今後その選定委員の職種、 適かということについては、 りたいというふうに思います	今後調べて判断してまい	総	務	課

その方が犯罪を犯してしまうということを組織とし て、いかに防いで、職員と教育行政を守るために、 今回のことを最大の教訓としてほしいと思います そのために、調査を早期、詳細に行い、その情報を できる限りオープンにしていくということが大事だ と思います。選定委員については、あり方について、 検討する必要があるということを再三、申し上げま した。その点については受け止めていただきたいと 思います。今後の調査、十分に行うよう、改めて指 摘をして終ります。